

村山市監査委員公告第6号

定例監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第4項の規定により定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を公表します。

平成31年2月8日

村山市監査委員 古瀬 忠 昭

村山市監査委員 佐藤 昌 昭

記

1. 監査の対象 学校教育課

2. 監査の期間

平成31年1月23日から平成31年2月8日

3. 監査の範囲

平成30年1月1日から平成30年12月末日までにおける財務に関する事務及び関連事務事業の執行状況

4. 監査の方法

村山市監査委員条例第3条の規定により通知し、監査資料の提出を求め、財務関係諸帳簿など関係書類について審査を行うとともに、平成31年1月23日に関係職員から説明を受け、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

5. 監査の結果

【指摘事項】 業務委託にかかる「完了報告」「完了検査」について

「ふるさと教育の森事業に係る間伐・除伐及び枝打ち業務委託」「ふるさと教育の森事業に係る下刈業務委託」において、各当該契約書に「乙は、事業完了後直ちに甲（市）の確認を受け、速やかに受託業務費の精算書を甲に提出する。」と明記されている。事業完了後の確認については、完成写真で確認したとされるが、受託事業費の精算書が未受理である。

契約の履行を確保するため必要な検査として、現地確認検査や、契約書、仕様書、その他関係書類（受託業務費の精算書）に基づく書類検査を実施するよう努められたい。

（根拠法令＝地方自治法第234条の2・地方自治法施行令第167条の15）

なお、その他事務処理上軽微な注意事項については、口頭で留意又は改善を促した。